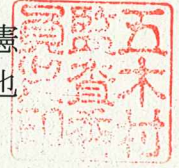




五監第33号
令和2年11月27日

五木村長 木 下 丈 二 様

五木村監査委員 牛 草 敏 憲
五木村監査委員 中 村 俊 也



令和2年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

- 1 監査期日 令和2年11月18日（水）1日間
- 2 監査対象 令和元年度決算書財産に関する調書2物品の下記物品に関する状況
 - ① 各消防分団詰所の備品等管理状況
 - ② 村内消火栓及び防火水槽の状況
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 4 実施要領 担当課に当該施設に対する関係資料の提示を求め、施設設備及び物品等の保管・管理状況等についてもヒヤリング及び現地確認を行った。

第2 監査の結果

監査の結果、各消防分団詰所では、消防備品等きちんと整理整頓され、積載車も点検整備が適正にされているものと認められた。また、消防消火栓及び防火水槽については、各地区の配置図も整備され、傍には消火栓BOXが配備されており、有事の際に対応が出来る状況であると認められた。

なお、下記所見については改善を検討することが望ましいと思われる。また、それぞれの指摘事項は別紙監査調書のとおりである。

所 見

今回対象とした消防団は、人口減少や少子高齢化の影響もあり団員が年々減少傾向にある。しかしながら、令和2年7月豪雨のように地球温暖化等の環境変化の中にいつ何時に発生するかも知れない災害に対し、村民の生命と財産を守るという使命のもとに活動して頂いている。そのような中、活動に際して支障がないのか施設や配備備品等についての管理状況等を確認した。

各詰所においては備品等きちんと整理整頓がなされ、積載車もエンジン始動がスムーズなど点検が実施されていた。消火栓及び防火水槽については、道路敷内の消火栓の蓋が車両に踏まれ、簡単に開かないものが見受けられた。有事の際に備え、日頃より点検と確認をお願いしたい。また、道路上で消火栓を使用する場合の安全対策も指導願いたい。

令和 2 年度定期監査調書

定期監査（監査委員：牛草敏憲、中村俊也、担当書記：土肥整二）

- 1 監査期日 令和 2 年 1 1 月 1 8 日（水）午前 9 時 30 分～午後 4 時 00 分
- 2 監査場所 役場議会事務局及び現地
- 3 監査対象 令和元年度歳入歳出決算書財産に関する調書 2 物品に関する状況
 - ① 各消防分団詰所の備品等管理状況
 - ② 村内消火栓及び防火水槽の状況
- 4 監査基準 地方自治法第 1 9 9 条及び五木村監査基準等による。
- 5 実施要領 担当課立会いのもと、消防団分団詰所施設内の備品等の保管や管理状況等や村内消火栓及び防火水槽について、ヒヤリング及び現地確認を行った。

6 監査指摘事項

●担当部局：総務課

①各消防分団詰所の備品等管理状況

- ・どの詰所も備品等整理整頓されている。
- ・積載車も毎週点検されており、エンジンも調子よく、計器類やライト等も整備不良はなかった。
- ・積載車については毎月、備品等については年 1 回報告が本部（総務課）に報告されている。また、年末夜間警戒時に本部より確認も行なわれている。
- ・備蓄用燃料タンクに「ガソリン」、「混合油」の表示をされているが、誤給油がないよう大きく表示されたい。
- ・第 1 分団ホースポールの一部が使用できない状態であるので、使用しなければロープごと撤去するか安全対策を。

②村内消火栓及び防火水槽の状況

- ・消火栓等の配置図もあり、消火栓 B O X が傍に設置させているため、場所の確認も可能。
- ・頭地代替地内は消火栓が歩道にあるため比較的蓋が開け易いが、その他の地域では道路敷地内に設置されているケースが多く、車両が蓋の上を通過することで、蓋が圧着しており容易に開けることができない。有事の際に容易に開けることが

(現地確認)

1.) 各消防団詰所の備品等管理状況



本部分団詰所



本部分団詰所



本部分団詰所



本部分団詰所

2.) 同上



第1分団詰所



第1分団詰所



第1分団詰所



第1分団詰所

(現地確認)

5.) 村内消火栓及び防火水槽の状況



消火栓BOX (頭地)



消火栓 (頭地)



歩道にある消火栓 (頭地)



消火栓BOX (頭地)

6.) 同上



道路上の消火栓 (小鶴)



防火水槽 (西谷)



道路上の消火栓 (西谷)



防火水槽 (西谷)